

## 家畜伝染病予防法で定められている 「定期の報告」をお願いします

牛、馬、豚、山羊、羊、鶏、アヒルなどを飼育している方は、家畜伝染病予防法（第12条の4）により、飼っている頭羽数や目的にかかわらず、毎年2月1日現在の、家畜の種類、頭羽数等について、家畜保健衛生所を経由して県知事に報告することが義務付けられています。

お手元に報告様式を送付しましたので、まだ報告が済んでいない方は下記の期限までに提出をお願いします。

既にご報告いただいた皆様、ご報告ありがとうございました。

◎ 報告期限 **令和5年2月15日**

◎ 報告先 長野県佐久家畜保健衛生所

◎ 報告方法 ファクシミリ：0267-63-3002

電子メール：[sakukachiku@pref.nagano.lg.jp](mailto:sakukachiku@pref.nagano.lg.jp)

郵送・持参：〒385-0035 佐久市瀬戸中庭 1111-179



報告様式は、下記URLからも入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sakukachiku/menkyo/shiyoesse.html>



### 【報告を義務付けられた畜種及び飼養頭羽数】

報告事項	畜種及び飼養頭羽数		牛、馬、水牛の合計		豚、羊、山羊、猪、鹿の合計		鶏(チャボ、烏骨鶏含む)、あひる(合鴨含む)、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥の合計		だちょう	
	2頭以上	1頭	6頭以上	5頭以下	100羽以上	99羽以下	10羽以上	9羽以下		
①飼養家畜の種類、頭羽数	○	○	○	○	○	○	○	○		
②畜舎及びふ卵舎の数	○	×	○	×	○	×	○	×		
③基準の遵守状況	○	×	○	×	○	×	○	×		
④基準遵守の措置状況	○	×	○	×	○	×	○	×		
⑤飼養衛生管理マニュアル	○	×	○	×	○	×	○	×		